

◎ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）の読替表【第一条関係】

読替後	読替前
<p>※特例告示の適用日（平成二十五年三月三十日） （バーゼル3（国際統一基準）の改正告示（平成二十四年金融庁告示第二十八号）の適用日（平成二十五年三月三十一日）の前日まで）</p> <p>（基本的項目） 第二十八条 第二十五条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）、<u>為替換算調整勘定</u>、<u>新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分</u>（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものである。</p> <p>一～五 （略） 2～6 （略）</p> <p>（基本的項目） 第四十条 第三十七条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三</p>	<p>（基本的項目） 第二十八条 第二十五条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）、<u>その他有価証券評価差損</u>、<u>為替換算調整勘定</u>、<u>新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分</u>（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものである。</p> <p>一～五 （略） 2～6 （略）</p> <p>（基本的項目） 第四十条 第三十七条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三</p>

<p>号及び第五号に掲げるものを除く。)及び新株予約権の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>2〜7 (略)</p>	<p>※平成二十五年三月三十一日〜平成二十六年三月三十日</p> <p>(バーゼル3 (国際統一基準) の改正告示 (平成二十四年金融庁告示第二十八号) の適用日 (平成二十五年三月三十一日) 以後、平成二十六年三月三十日まで)</p> <p>(基本的項目)</p> <p>第二十八条 第二十五条の算式において基本的項目の額は、株主資本 (非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。)、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分 (当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。) の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。</p>
<p>号及び第五号に掲げるものを除く。) 、その他有価証券評価差損及び新株予約権の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>2〜7 (略)</p>	<p>(基本的項目)</p> <p>第二十八条 第二十五条の算式において基本的項目の額は、株主資本 (非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。) 、その他有価証券評価差損 (連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計 (時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。第四十条第一項において同じ。) を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益 (連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価され</p>

一〇五 (略)

二〇六 (略)

(基本的項目)

第四十条 第三十七条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）及び新株予約権の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。

ているその他有価証券（連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するその他有価証券をいう。第三十三条第二項第一号において同じ。）をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。）の合計額が

負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。

一〇五 (略)

二〇六 (略)

(基本的項目)

第四十条 第三十七条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）、その他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（財務諸表等規則第六十七条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十項に規定するその他有価証券をいう。第四十四条第二項第一号において同じ。）をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。

一〇五 (略)

二〇七 (略)

()の合計額が負の値であるときににおける当該合計額をいうものとする。
()及び新株予約権の合計額から次の各号に掲げる額を控除した
ものとする。

一〇五 (略)

二〇七 (略)

◎ 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充
 実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）の読替表【第二条関係】

<p>読 替 後</p>	<p>読 替 前</p>
<p>※特例告示の適用日（平成二十五年三月三十日） （バーゼル3（国際統一基準）の改正告示（平成二十四年金融庁告示第二十八号）の適用日（平成二十五年三月三十一日）の前日まで）</p> <p>（基本的項目）</p> <p>第十七条 第十四条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非 累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号 及び第五号に掲げるものを除く。）<u>、為替換算調整勘定、新株予約 権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本 に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相 当する額を除く。）</u>の合計額から次の各号に掲げる額を控除したも のとする。</p> <p>一～五 （略） 2～6 （略）</p>	<p>（基本的項目）</p> <p>第十七条 第十四条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非 累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号 及び第五号に掲げるものを除く。）<u>、その他有価証券評価差損、為 替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当 該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第 五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）</u>の合計額から次の各 号に掲げる額を控除したものとす。</p> <p>一～五 （略） 2～6 （略）</p>
<p>※平成二十五年三月三十一日～平成二十六年三月三十日 （バーゼル3（国際統一基準）の改正告示（平成二十四年金融庁告示第二十八号）の適用日（平成二十五年三月三十一日）以後、平成二</p>	

十六年三月三十日まで)

(基本的項目)

第十七条 第十四条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したも
のとす。

(基本的項目)

第十七条 第十四条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）、その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。）を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券（連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するその他有価証券をいう。第二十二条第二項第一号において同じ。）をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したも
のとす。

一〇五 (略)

二〇六 (略)

一〇五 (略)

二〇六 (略)

◎ 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）の読替表【第三条関係】

<p style="text-align: center;">読 替 後</p>	<p style="text-align: center;">読 替 前</p>
<p>（基本的項目）</p> <p>第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外部流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）、<u>為替換算調整勘定</u>、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものと</p>	<p>（基本的項目）</p> <p>第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外部流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）、<u>その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。第二十二条において同じ。）</u>、<u>為替換算調整勘定</u>、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五</p>

2 一〇五 (略)

(基本的項目)

第十三条 第十一条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）の額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。

2 一〇五 (略)

号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。

2 一〇五 (略)

(基本的項目)

第十三条 第十一条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）及びその他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。第三十条において同じ。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。

2 一〇五 (略)

◎ 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）の読替表【第四条関係】

読替後	読替前
<p>(基本的項目)</p> <p>第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、組合員勘定又は会 員勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外 部流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに 次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）、<u>為替換算調 整勘定</u>、<u>新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分</u>（当該連結子 法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲 げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げ る額を控除したものとす。</p>	<p>(基本的項目)</p> <p>第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、組合員勘定又は会 員勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外 部流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに 次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）、<u>その他有価 証券評価差損</u>（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規 定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他 有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価さ れているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損 益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ 。）を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評 価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損 益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とする ヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であ るときにおける当該合計額をいうものとする。）、<u>為替換算調整勘 定</u>、<u>新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分</u>（当該連結子法人 等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げる</p>

<p>2 一〇五 (略)</p>	<p>2 一〇五 (略)</p> <p>(基本的項目)</p> <p>第十三条 第十一条の算式において基本的項目の額は、組合員勘定又は会員勘定（非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）の額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。</p>
<p>2 一〇五 (略)</p>	<p>2 一〇五 (略)</p> <p>(基本的項目)</p> <p>第十三条 第十一条の算式において基本的項目の額は、組合員勘定又は会員勘定（非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）及びその他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。</p>

◎ 銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督省告示第三十一号）の読替表【第五条関係】

<p>読 替 後</p>	<p>（国内基準行） 第二条 海外営業拠点を有しない銀行の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁告示第五十六号）第一条の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第四十条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第四十一条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額とする。</p> <p>2 （略）</p>
<p>読 替 前</p>	<p>（国内基準行） 第二条 海外営業拠点を有しない銀行の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額（自己資本比率告示第四十条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第四十一条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額とする。</p> <p>2 （略）</p>

◎ 銀行法施行規則第十四条の五第四項及び第三十四条の十五第五項の規定に基づき銀行法第十四条の二第二号及び第五十二条の二十五に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年^{金融監督庁}蔵省告示第三十三号）の読替表【第六条関係】

読 替 後	読 替 前
<p>(国内基準行)</p> <p>第二条 海外営業拠点を有しない銀行又は海外営業拠点を有する銀行を子会社としていない銀行持株会社の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「国内基準行調整自己資本額」という。）は、基本的項目の額（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁告示第五十六号。以下この項及び次項において「特例告示」という。）第一条の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第二十八条又は特例告示第二条の規定により読み替えて適用する連結自己資本比率告示第十条に定める基本的項目の額をいう。以下同じ。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第二十九条又は連結自己資本比率告示第十八条に定める補完的項目の額をいう。以下同じ。）の合計額をいう。</p> <p>2 銀行法第十三条第二項の場合において、子会社等に第一項に定める銀行又は銀行持株会社の関連会社が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、第一項にかかわらず当該関連会社を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の特</p>	<p>(国内基準行)</p> <p>第二条 海外営業拠点を有しない銀行又は海外営業拠点を有する銀行を子会社としていない銀行持株会社の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「国内基準行調整自己資本額」という。）は、基本的項目の額（自己資本比率告示第二十八条又は連結自己資本比率告示第十七条に定める基本的項目の額をいう。以下同じ。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第二十九条又は連結自己資本比率告示第十八条に定める補完的項目の額をいう。以下同じ。）の合計額をいう。</p> <p>2 銀行法第十三条第二項の場合において、子会社等に第一項に定める銀行又は銀行持株会社の関連会社が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、第一項にかかわらず当該関連会社を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の自</p>

例告示第一条の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第
四十条に定める基本的項目の額に相当する額及び自己資本比率告示
第四十一条に定める補完的項目の額に相当する額の合計額を加えた
ものとする。

3
(略)

己資本比率告示第四十条に定める基本的項目の額に相当する額及び
自己資本比率告示第四十一条に定める補完的項目の額に相当する額
の合計額を加えたものとする。

3
(略)

◎ 信用金庫法施行規則第百十五條第二項の規定に基づき信用金庫法第八十九條第一項において準用する銀行法第十四條の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年大金融監督庁告示第三十七号）の読替表【第七条関係】

<p style="text-align: center;">読 替 後</p>	<p style="text-align: center;">読 替 前</p>
<p style="text-align: center;">（国内基準行）</p> <p>第一条 信用金庫又は海外拠点（信用金庫法第八十九條第一項において準用する銀行法第十四條の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十一号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外拠点をいう。以下同じ。）を有しない信用金庫連合会の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額（銀行法第十四條の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の特例（平成二十四年金融庁告示第五十六号）第三条の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第十三條に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第十四條に定める補完的項目の額をいう。）の合計額とする。</p>	<p style="text-align: center;">（国内基準行）</p> <p>第一条 信用金庫又は海外拠点（信用金庫法第八十九條第一項において準用する銀行法第十四條の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十一号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外拠点をいう。以下同じ。）を有しない信用金庫連合会の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額（自己資本比率告示第十三條に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第十四條に定める補完的項目の額をいう。）の合計額とする。</p>

◎ 信用金庫法施行規則第百十八条第四項の規定に基づき信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年大蔵省告示第三十九号）の読替表【第八条関係】

<p>読 替 後</p>	<p>読 替 前</p>
<p>(国内基準行)</p> <p>第一条 信用金庫又は海外拠点（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十一号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外拠点をいう。以下同じ。）を有しない信用金庫連合会（以下「金庫」という。）の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「国内基準行調整自己資本額」という。）は、基本的項目の額（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁告示第五十六号。次項において「特例告示」という。）第三条の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第四条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第五条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額をいう。</p> <p>2 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第十三条第二項の場合において、同項に規定する</p>	<p>(国内基準行)</p> <p>第一条 信用金庫又は海外拠点（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十一号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外拠点をいう。以下同じ。）を有しない信用金庫連合会（以下「金庫」という。）の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「国内基準行調整自己資本額」という。）は、基本的項目の額（自己資本比率告示第四条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第五条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額をいう。</p> <p>2 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第十三条第二項の場合において、同項に規定する</p>

子会社等（以下「子会社等」という。）に金庫の関連会社（信用金庫法施行規則第七十三条第六項第二号に規定する関連法人等という。以下同じ。）が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、前項にかかわらず当該関連会社を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の特例告示第三条の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第十三条に定める基本的項目の額に相当する額及び自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額に相当する額の合計額を加えたものとする。

3
(略)

子会社等（以下「子会社等」という。）に金庫の関連会社（信用金庫法施行規則第七十三条第六項第二号に規定する関連法人等という。以下同じ。）が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、前項にかかわらず当該関連会社を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の自己資本比率告示第十三条に定める基本的項目の額に相当する額及び自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額に相当する額の合計額を加えたものとする。

3
(略)

◎ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十二条第二項の規定に基づき協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年大金融蔵省令第四十号）の読替表【第九条関係】

読 替 後	読 替 前
<p>信用協同組合等（信用協同組合又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁告示第五十六号）第四条の規定により読み替えて適用する協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十二号。以下「自己資本比率告示」という。）第十三条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額とする。</p>	<p>信用協同組合等（信用協同組合又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十二号。以下「自己資本比率告示」という。）第十三条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額とする。</p>

◎ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十五条第四項の規定に基づき協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年大金融蔵省告示第四十号）の読替表【第十条関係】

読 替 後	読 替 前
<p>1 信用協同組合等（信用協同組合又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）の自己資本の額（以下「調整自己資本額」という。）は、基本的項目の額（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁告示第五十六号。次項において「特例告示」という。）第四条の規定により読み替えて適用する協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十二号。以下「自己資本比率告示」という。）第四条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第五条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額をいう。</p> <p>2 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用</p>	<p>1 信用協同組合等（信用協同組合又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）の自己資本の額（以下「調整自己資本額」という。）は、基本的項目の額（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十二号。以下「自己資本比率告示」という。）第四条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第五条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額をいう。</p> <p>2 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用</p>

する銀行法第十三条第二項の場合において、同項に規定する子会社等（以下「子会社等」という。）に信用協同組合等の関連会社（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第三十六条第六項第二号に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）が含まれる場合の調整自己資本額は、前項にかかわらず当該関連会社を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の特例告示第四条の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第十三条に定める基本的項目の額に相当する額及び自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額に相当する額の合計額を加えたものとする。

3
(略)

する銀行法第十三条第二項の場合において、同項に規定する子会社等（以下「子会社等」という。）に信用協同組合等の関連会社（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第三十六条第六項第二号に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）が含まれる場合の調整自己資本額は、前項にかかわらず当該関連会社を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の自己資本比率告示第十三条に定める基本的項目の額に相当する額及び自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額に相当する額の合計額を加えたものとする。

3
(略)

◎ 銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令第五条及び第七条第六項の規定に基づく銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整等（平成十四年金融庁告示第十四号）の読替表【第十一条関係】

読 替 後	読 替 前
<p>(銀行)</p> <p>第一条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三百三十一号。以下「法」という。）第二条第一号に掲げる者（法第三条第三項に規定する外国銀行支店を除く。次項において「内国銀行」という。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下この項において「銀行告示」という。）第五条に規定する基本的項目の額とする。ただし、銀行が銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁告示第五十六号。以下「特例告示」という。）第一条の規定により読み替えて適用する銀行告示による基準を採用する場合は、同条の規定により読み替えて適用する銀行告示第二十八条に規定する基本的項目の額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(全国を地区とする信用金庫連合会)</p>	<p>(銀行)</p> <p>第一条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三百三十一号。以下「法」という。）第二条第一号に掲げる者（法第三条第三項に規定する外国銀行支店を除く。次項において「内国銀行」という。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第五条に規定する基本的項目の額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(全国を地区とする信用金庫連合会)</p>

第四条 法第二条第四号に掲げる者（次項において「全国連合会」という。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号。以下この項において「信用金庫告示」という。）第二十二条に規定する基本的項目の額とする。ただし、信用金庫又は信用金庫連合会が特例告示第三条の規定により読み替えて適用する信用金庫告示による基準を採用する場合は、同条の規定により読み替えて適用する信用金庫告示第四条に規定する基本的項目の額とする。

2
(略)

(銀行持株会社)

第五条 銀行持株会社（法第三条第六項に規定する銀行持株会社をいう。次項において同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号。以下この項において「銀行持株会社告示」という。）第五条に規定する基本的項目の額とする。ただし、銀行持株会社及びその子会社が特例告示第二条の規定により読み替えて適用する銀行持株会社告示による基準を採用する場合は、同条の規定により読み

第四条 法第二条第四号に掲げる者（次項において「全国連合会」という。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）第二十二条に規定する基本的項目の額とする。

2
(略)

(銀行持株会社)

第五条 銀行持株会社（法第三条第六項に規定する銀行持株会社をいう。次項において同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）第五条に規定する基本的項目の額とする。

2
(略)

替えて適用する銀行持株会社告示第十七条に規定する基本的項目の額とする。

2
(略)

◎ 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十五号）の読替表【第十二条関係】

読 替 後	読 替 前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十号。以下「連結自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。ただし、銀行又は銀行持株会社及びその子会社が銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁告示第五十六号。以下この条において「特例告示」という。）第一条の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示又は特例告示第二条の規定により読み替えて適用する連結自己資本比率告示による基準を採用する場合は、それぞれ特例告示第一条の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示又は特例告示第二条</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十号。以下「連結自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p>

の規定により読み替えて適用する連結自己資本比率告示において使用する用語の例による。

◎ 信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十六号）の読替表【第十三条関係】

読 替 後	読 替 前
<p>(定義) 第一条 この告示において使用する用語は、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十一号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。ただし、信用金庫又は信用金庫連合会が銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁告示第五十六号）第三条の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示による基準を採用する場合は、同条の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示において使用する用語の例による。</p>	<p>(定義) 第一条 この告示において使用する用語は、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十一号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p>

◎ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）の読替表【第十四条関係】

<p style="text-align: center;">読 替 後</p>	<p style="text-align: center;">読 替 前</p>
<p>(定義) 第一条 この告示において使用する用語は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁告示第五十六号）第四条の規定により読み替えて適用する協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十二号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p>	<p>(定義) 第一条 この告示において使用する用語は、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十二号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p>

◎ 銀行法施行規則第三十四条の十九の五第一項第一号に規定する金融庁長官の定める額を定める件（平成二十年金融庁告示第七十七号）の読替表【第十五条関係】

読 替 後	読 替 前
<p>銀行法施行規則（以下「規則」という。）第三十四条の十九の五第一項第一号に規定する金融庁長官の定める額は、規則第三十四条の十九の三に規定する業務を営む特例子会社対象会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第五十二条の二十三の二第一項に規定する特例子会社対象会社をいう。）を特株特定子会社（法第五十二条の二十三の二第一項に規定する特株特定子会社をいう。）とする銀行持株会社（法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）に適用すべき連結自己資本比率基準（法第五十二条の二十五に規定する基準をいう。）に係る算式に用いる基本的項目の額（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号。以下「自己資本比率告示」という。）第五条又は第十七条に規定する基本的項目の額をいう。）に百分の五を乗じて得た額とする。ただし、銀行持株会社及びその子会社が銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成</p>	<p>銀行法施行規則（以下「規則」という。）第三十四条の十九の五第一項第一号に規定する金融庁長官の定める額は、規則第三十四条の十九の三に規定する業務を営む特例子会社対象会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第五十二条の二十三の二第一項に規定する特例子会社対象会社をいう。）を特株特定子会社（法第五十二条の二十三の二第一項に規定する特株特定子会社をいう。）とする銀行持株会社（法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）に適用すべき連結自己資本比率基準（法第五十二条の二十五に規定する基準をいう。）に係る算式に用いる基本的項目の額（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）第五条又は第十七条に規定する基本的項目の額をいう。）に百分の五を乗じて得た額とする。</p>

二十四年金融庁告示第五十六号) 第二条の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示による基準を採用する場合は、同条の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第十七条に規定する基本的項目の額に百分の五を乗じて得た額とする。